

国立大学法人京都教育大学施設使用要領

平成16年 4月 1日 制定
令和 6年 3月 11日 最終改正

(趣 旨)

第1条 国立大学法人京都教育大学（附属学校園を含む。以下「本学」という。）に所属する国立大学法人京都教育大学資産管理規則第3条第3項に規定する不動産を、その用途又は目的以外にこれを本学以外の者に一時使用させるときは、他の関係法令またはこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 一時使用させることのできる施設（以下「施設」という。）については、別に定める。

2 学長が特に必要であると認めるときは、前項に定めた施設以外の施設であってもこれを一時使用させることができる。

(使用基準)

第3条 本学の施設は、学術研究、社会教育、体育振興、公共活動等の発展のため適当と認めた場合に限り、本学の行事、授業、及び課外活動等を妨げない範囲内において、次の各号に掲げる用に供する場合、一時使用させることができる。

- 一 国または地方公共団体等が使用する場合
- 二 その他公共的団体または学校法人が使用する場合
- 三 その他学長が教育研究の発展のため特に必要と認めた場合

(使用期間)

第4条 本学施設を一時使用させる期間は3日以内とし、1日の使用時間は原則として、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、資産管理事務責任者が認める場合は、この限りでない。

(使用手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別紙様式1による施設使用申請書により、使用予定日の3ヶ月前から1ヶ月前までに、資産管理事務責任者に申請するものとする。ただし、講義室等を4室以上使用する場合は、6ヶ月前から3ヶ月前までに申請しなければならない。

(使用許可書)

第6条 資産管理事務責任者は、前条の申請を許可したときは、別紙様式2による使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料等)

第7条 前条の規定により、施設使用を許可されたもの（以下「使用者」という。）は、別に定める施設使用料及び電気料、水道料、冷暖房費等の実費相当額（以下、「使用料等」という。）を指定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料等は、使用者自身の都合により使用を取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により本学が使用許可を変更又は取消した場合には、返還しない。

(使用料等の免除)

第8条 資産管理事務責任者は、前条に定める使用料等について、次の各号に該当する活動に使用する場合は、これを免除することができる。ただし、年度内に相当数の利用を行う場合は、免除の対象としない。

- 一 「国立大学法人京都教育大学共催・後援等に関する要項」に基づき本学が協賛する場合
- 二 本学が加盟する団体が主催する場合
- 三 本学の教職員、幼児・児童・生徒・学生の保護者及び卒業生で構成される団体が主催する場合
- 四 本学の京都市指定避難場所・避難所を利用することが想定される住民等が、防災を目的とする訓練、活動を行う場合
- 五 本学が属する学区または隣接する学区の住民で構成される団体が主催する場合
- 六 その他学長が必要と認めた場合

(使用許可書)

第9条 使用者は施設を使用しようとするときは、必要に応じて使用許可書を本学教職員に提示しなければならない。

2 使用者は、本学教職員の指示に従って施設を使用するものとする。

(転貸の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた施設を第三者に転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 資産管理事務責任者は、次の各号に該当するときは使用許可後においても使用許可を取消すものとし、この場合使用者においていかなる損害を生じても本学は賠償の責を負わない。

- 一 本学において当該施設を使用する必要性が生じたとき
- 二 使用許可に際して付した条件を守らないとき
- 三 使用目的を無断で変更したとき又は他のものに転貸したとき
- 四 使用料等を納入しないとき
- 五 施設を滅失及び毀損するおそれが生じたとき
- 六 秩序を乱し公益を害するおそれがあると認められたとき
- 七 その他本学が管理運営上必要があると認めたとき

(立ち入りおよび指導)

第12条 本学は、使用者に使用許可をした後であっても、施設の管理上必要があると認めるときは、当該施設に立ち入り必要な指示を行うことができる。

(使用の中止)

第13条 使用者は、使用日時を変更しようとするとき、あるいは使用を中止することとなったときは、使用することになっていた日の3日前までに、資産管理事務責任者に書面にて申し出て、その承諾を受けなければならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに本学の指示に従い、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。

(事故の責任)

第15条 施設の使用中に生じた事故については、使用者が一切の責を負うものとする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、使用中に故意または過失により施設（附属機器を含む）を滅失または毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、施設使用の細部に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年2月27日から施行し、平成23年9月12日から適用する。

2 国立大学法人京都教育大学の施設使用料免除の取扱について（平成17年6月8日）は廃止する。

附則

この要領は、平成28年12月5日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和5年規程第96号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

国立大学法人京都教育大学資産管理事務責任者 殿

申請者

住所 (団体等所在地)	(〒 —)
団体等名称	
代表者氏名	
担当者(使用責任者)氏名	
電話番号	() —
E-mail	@

施設使用申請書

記

下記のとおり貴学の施設を一時使用したく、関係書類を添付して申請します。

1 使用施設(下記の□欄の該当する箇所にチェックして下さい。)

使用敷地	使用建物等	使用教室等
□藤森学舎	□1号館(A棟)	□A1 □A2 □A3 □共通室1A1
	□1号館(B棟)	□B1 □B2 □B3 □B4 □B5 □B6 □B7
	□1号館(C棟)	□C1 □C2 □C3 □C4 □C6 □大講義室1
	□共通講義棟(F棟)	□F11 □F12 □F13 □F16 □F21 □F22 □F23 □F26 □大講義室2
	□講堂	□講堂
□附属学校等	()	()

2 使用目的等

使用目的			
使用人数	名	参加対象者	

3 使用期間

使用年月日	使用開始時間	使用終了時間	備考
年 月 日 ()	時 分	時 分	
年 月 日 ()	時 分	時 分	
年 月 日 ()	時 分	時 分	

4 その他参考となるべき事項

--

使用許可書

殿

資産管理事務責任者

国立大学法人京都教育大学

年 月 日付けをもって願ひ出のあった、本学が管理する施設を使用することについては、下記の条件を付して許可します。

記

使用施設

使用目的

使用年月日

及び使用時間

使用料等

円

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

納付期日 別紙請求書に記載のとおり。

※使用料等は、請求書に指定された銀行口座に振り込んで
ください。(期日を過ぎますと延滞料金が発生します)

使用条件 裏面記載の「使用心得」を厳守すること。

※違反した場合は、以後の施設使用を許可しないことがあります。
※講義室等の映像・音響システム等の動作の保証は行っておりま
せん。

使用心得

1. 使用を許可された者は、施設使用申請書に記載された目的以外の用途に使用してはならない。
2. 使用を許可された者は、常に善良な管理者の注意をもって使用し、火災予防に細心の注意を払うこと。
3. 使用を許可された者は、使用許可書に記載された施設以外の施設に立ち入らないこと。
4. 使用を許可された者は、許可なくして器物を持ち込み、これを使用しないこと。
5. 使用を許可された者は、許可なくして建物、廊下等において飲食を行わないこと。
6. 使用を許可された者は、許可なくして掲示物を掲示してはならない。
7. 使用を許可された者は、指定場所以外で喫煙をしないこと。
8. 施設の使用中に生じた事故については、使用を許可された者が一切の責を負うものとする。
9. 使用後は、清掃等後片付けをして、施設を原状に回復して返還すること。また、ごみは持って帰ること。
10. 使用料等は、本学が指定する期日までに納付すること。
11. 一旦使用を許可した場合であっても、大学又は附属学校園の運営上必要な場合並びに使用させることが不相当と認めた場合は、使用許可を取り消すことがある。
12. 一旦納入された使用料等は、使用者自身の都合により使用を取り止めた場合及び使用者の責に帰すべき事由により、本学が使用許可を変更又は取消した場合には返還しない。
13. 使用を許可された者は、使用中に故意又は過失により貸与された施設（附属機器を含む）を滅失しまたは毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
14. 自動車での入構は、許可された場合を除き、禁止する。
15. その他、使用上の細部については、京都教育大学施設使用要領及び本学担当者の指示に従うものとする。